

報告第62号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、令和元年第3回東広島市議会臨時会提出議案（事業契約の締結）に対し、市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

事業契約の締結議案に対する意見の申出について

3 臨時代理年月日

令和元年11月6日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることが

できる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) ー略ー

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第200号

事業契約の締結について

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を次のとおり締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的
東広島市立小中学校空調設備整備事業
- 2 契約の方法
条件付一般競争入札
- 3 契約金額
24億1,675万6,027円
- 4 契約の相手方
東広島市西条中央三丁目6番12号
PFI学校空調東広島株式会社
代表取締役 田 雁 徹

(提案理由)

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第200号

事業契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 事業の内容

小学校21校及び中学校8校の普通教室、特別教室等における空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれらに付随する業務

(2) 契約金額

24億1,675万6,027円

(3) 契約の相手方

東広島市西条中央三丁目6番12号

PFI学校空調東広島株式会社

代表取締役 田 雁 徹

(4) 事業期間

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和15年3月31日まで

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

(参考資料)

東広島市立小中学校空調設備整備事業について

1 事業の目的及び概要

東広島市内の市立小中学校に空調設備を整備し、教育環境の向上を図ることを目的とする。

PFI 法に基づく事業として実施し、市内の小学校 21 校、中学校 8 校の普通教室及び特別教室等計 727 室に新たに空調設備を設置又は既存空調設備の更新を図る。

2 事業方式

PFI 法に基づき実施し、事業方式は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

3 事業期間

事業契約締結 : 令和元年 11 月 15 日

設計・施工期間 : 令和元年 11 月 16 日～ 令和 2 年 8 月

※普通教室は令和 2 年 6 月末の完成予定

維持管理期間 : 令和 2 年 7 月 ～ 令和 15 年 3 月 (約 13 年間)

4 事業者

グループ名	グループ構成	
株式会社 中電工 広島中部支社を 代表企業とする グループ	代表企業	株式会社 中電工 広島中部支社
	構成企業	株式会社 エネ・グリーン 広島支店
		株式会社 合人社計画研究所
協力企業	株式会社 山下設計 関西支社 株式会社 シナジー	

※ 事業者グループは特別目的会社 (SPC) である PFI 学校空調東広島株式会社を設立し、10 月 31 日に登記完了

5 契約金額

2,416,756,027 円 (税込)

6 事業計画に基づく財政支出の削減効果

落札価格に基づき、本事業を PFI 方式で実施する場合の市の財政支出について、本市が従来どおりの方式で実施する場合の財政支出と比較したところ、以下に示すとおり、事業期間中の財政負担額が、現在価値換算で約 15.7%削減されるものと見込まれる。

項 目	事業費 (現在価値換算)
① 従来方式による市の財政支出	約2,282 百万円
② PFI方式による財政支出	約1,923 百万円
③ PFI方式導入による財政支出の削減効果額 : ①-②	約359 百万円
④ 削減効果率 (VFM) : ③/①×100	約15.7 %

7 契約までの主な流れ

日 程		内 容	
平成 29 年度	2 月	P F I 導入可能性事業の検討	
平成 30 年度	7 月	P F I 導入可能性調査の実施	
	2 月	P F I 事業として進めることの決定	
	3 月	アドバイザー契約締結	
令和元年度	4 月	実施方針等の公表 (19 日)	
		P F I 事業者選定委員会の設置	
	5 月	第 1 回選定委員会の開催 (16 日) ・入札説明書 (案) ・要求水準書 (案) ・落札者決定基準 (案) の決定	
		6 月	入札説明書等の公表 (7 日)
		7 月	入札参加資格確認申請書類の受付締切 (8 日)
	入札参加資格審査 結果の通知 (17 日)		
	8 月	入札 (提案書類の受付) の締切 (19 日) ・応札者 2 グループ	
		第 2 回選定委員会の開催 (27 日) ・参加資格審査結果について ・基礎審査結果について ・提案の概要について ・審査・評価方法の確認事項について	
		9 月	第 3 回選定委員会の開催 (23 日) ・プレゼンテーションの実施 ・事業提案者の審査 ・最優秀提案者の決定
			落札者の決定及び公表 (26 日)
	10 月	基本協定締結 (17 日)	
		特別目的会社 (S P C) 設立、登記 (31 日)	
	11 月	事業仮契約締結 (6 日)	
事業契約締結 (15 日)			